

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

 広報  
ふるさと

# 香 美

4 平成 26 年 (2014)  
月号 No. 109



【写真】

## － カニの恵みと訪れた多くの人に感謝！ －

### 第 13 回かすみカニ感謝祭

松葉ガニの終盤を彩るイベント「かすみカニ感謝祭」が 3 月 2 日、柴山港で行われ、恒例の親子カニ歩き競走などのほか、カニ料理が無料で振る舞われ、訪れた約 1 万人が冬の味覚を堪能しました。

約 1,000 人分が用意されたカニ汁の配布コーナーでは、多くの人が名残惜しそうにしながらも、冬の味覚を存分に味わっていました。

## 今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき  
新年度施政方針と予算概要
- 8 まちからのお知らせ  
10 月 1 日から「ごみ分別区分」を細分化  
出産祝福商品券制度、住宅リフォーム助成制度  
役場各課などからのお知らせ ほか
- 22 まちのできごと
- 24 ふるさとの誇りを訪ねて  
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

平成26年度

# 施政方針

第77回香美町議会施政方針演説から抜粋

第77回香美町議会が2月26日に開会し、総額249億円の平成26年度予算などが審議・可決されました。ここで、浜上町長が同議会の冒頭に行った施政方針演説の概要と予算についてお知らせします。

## （施政方針演説の概要）

香美町誕生から10年目を迎える今年度は、第3期町政の本格的な取り組みの年となります。懸案となっていた財政状況については、平成25年度決算で実質公債費比率が健全化基準を下回る見込みであり、財政調整基金も万が一の災害などに対応できる水準となりつつあります（本号7ページに掲載）。

こうした取り組みも町民の皆様の多大なご理解とご協力の賜物であり、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、こうした財政状況の改善を踏まえながら、今後は「ふるさと香美町の活力を取り戻す」ことが急務となります。そのためには、次に掲げる7つの重点施策を町政の柱と位置付け、町民の皆様と一体となり今年度に臨む所存です。

## ■産業・観光の振興

国においては、早期にデフレを脱却し、強い経済を実現すべく「三本の矢」（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）により、家計所得や投資の増加傾向が続く、景気は緩やかに回復しつつあるとしています。しかしながら、本町を含む地方部においては、まだまだその効果を実感するまでに至っておらず、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、本町には世界ジオパークネットワーク（GGN）に加盟している山陰海岸ジオパークのほか、冬の味覚松葉ガニ、神戸ビーフなどの素牛である但馬牛、米・食味分析鑑定コンクールで何度も金賞を受賞した村岡米など誇るべき特産品が数多くあります。これらの地域資源を最大限に生かして産業振興を進めるためには、観光産業を基軸とした各産業団体間のネットワークをさらに強化する必要があります。



「町の活力を取り戻す」そして「歳出の削減から歳入の改善」を図るためには、町内の各種産業ならびに観光の振興が不可欠です。そうした中、今年度の山陰海岸ジオパークのGGN再認定や夢但馬2014の開催などを、産業・観光振興の好機と捉えています。

まず、就任以来検討してきた「香美町役場神戸営業所」は、県庁近くに事務所を設置して町職員2人を配置。本町の観光資源などを京阪神地域に情報発信するために、精力的にPR活動を展開します。

夢但馬2014は、県実施事業への積極的な参画を町民の皆様に促すとともに、町内主要事業ならびに町内登録事業の実施を通じ、町外から多くの交流人を迎え入れ、本町の魅力を発信します。また、海の文化館を「ジオパークと海の文化館」としてリニューアルオープンし、ジオパーク推進拠点施設として



最大限に活用することで、自然学校や観光客などの受け入れを促進します。

そして、各種産業の活性化を支援するため、農林水産業や商工業に携わる皆様に対して各種の補助制度を新設し、きめ細かな対策を行います。

## ■町内の活性化

地域内での循環型経済を目指して、「町内でできることは、町内の事業者で」という考え方を基本方針として、公共事業などでの町内業者の優先をさらに進めるとともに、町内事業者の技術力や経営力などの向上を図るために「中小企業人材育成支援事業」を新設し



ます（本号11ページに掲載）。

一方、昨年度まで実施していた「住宅リフォーム助成制度」の内容を一新（「産業活性化緊急支援事業」を廃止して「地域内経済循環促進事業」を新設）して、助成形態を金銭給付から現物給付（商品券）に転換することで、さまざまな角度から地元経済の循環を促進します（本号11ページに掲載）。

そして、地域で頑張っている民間団体などが行う、地域活性化に資する活動を支えるため、第1回となる「香住ジオパークフルマラソン大会」をはじめ、各種イベントなどに対する支援を積極的に行います。

## ■新分野への取り組み

町総合計画では「地球温暖化問題への対応」を掲げ、省エネルギー・自然エネルギーの利用促進やその意識啓発を定めています。

そうした方針の具体策として、昨年度策定の「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、今年度は推進委員会を設置し、具体的な取り組みを検討します。また、町内の防犯灯をLED化するための調査・設計を委託し、省エネルギー対策の推進を図ります。

香住沖メタンハイドレートについては、1

## 各種施策の厳選を行い

## 香美町の活力を取り戻すための

## 7つの重点施策を実施

月に講演会を開催し、町民の皆様の意識啓発を図ったところですが、今後も国や県の動向を注視しながら、より連携を密にし、新エネルギー開発に積極的に関与するとともに、町への経済的波及効果に繋がる取り組みに努めます。

## ■医療・福祉の充実

全国的にも少子高齢化の進展は著しい状況にあります。本町でも、出生者数は平成2年に241人であったものが、平成22年には130人と、20年間で111人、率にして約46%減少しています。また、高齢化率は平成2年に19・2%でしたが、平成22年には33・1%と、20年間で13・9ポイント高くなっている、こうした観点からも、まちづくりを進める上で医療・福祉サービスの充実がますます喫緊の課題となっています。

もとより、医療・福祉サービスは「必要なとき」に「できるだけ身近」にあることが望まれます。今後も引き続き、町民の皆様が受けられる医療・福祉サービスの充実を目指して、町内医療機関や福祉関係機関との連携を深めます。また、医師確保については、先進地方病院の取り組み事例の研究を本格化し、「どうすれば医師を招へいできるか」そして「どのような招致条件が必要なのか」をさまざまな角度から検討します。

昨年度、公約実現の第一弾として「中学3年生までの医療費無料化」を実施し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ったところで

すが、今年度から、従来の「出産祝金制度」を廃止し、新たに「出産祝商品券制度」を設け、すべての新生児に対し出産祝品（商品券）を支給することで、より広範で公平な制度としたところです（本号10ページに掲載）。

また、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、平成27年度の制度施行を目途に「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。『子ども子育て会議』において、今後の幼児教育や保育の在り方、地域の子ども・子育て支援サービスの充実について、関係者や保護者の皆様のご意見を聞きながら、計画づくりを推進します。

高齢者福祉では、平成27年度からの3年間の計画期間とする「高齢者福祉計画」ならびに「介護保険事業計画」を策定することとし、その人材確保を図るための「介護職員育成奨励事業」の継続、民間の介護事業所の進出を促進するための「介護保険施設等整備事業」を新設し、次期計画期間の円滑な運営が図れるよう取り組みます。

## ■防災の強化

東日本大震災の発生以来、国を挙げて防災対策の重要性が叫ばれています。本町でも震災の教訓を生かすために、さまざまな防災対策を積極的に推進する必要があります。

そこで、今年度も総合防災訓練を実施し、町民の皆様と行政が一体となった防災対策に取り組みます。また、防災行政無線整備事業は、昨年度に小代区が完了、今年度は村岡区を整備することで、合併時の懸案であった放

# この町に生まれてよかった そう思える香美町のために――

送形態の全町統一が完了します。今後、町民の皆様とともに円滑な運用に資するよう努めていきたいと考えています。

さらに、学校施設の耐震化では、香住第一中学校校舎の耐震改修工事をはじめ、村岡小学校体育館耐震改修工事、奥佐津・兎塚・射添の3小学校の各体育館耐震化に向けた実施設計、柴山・射添の2幼稚園の耐震診断を実施します。今後、他の公共施設の耐震化も可能な限り早期に着手できるよう努めます。

## ■交通の確保

少子高齢化が急速に進展する中、児童・生徒の通学、高齢者などの通院・買い物に欠くことのできない移動手段として公共交通機関があります。

本町は町域が広く、集落が点在していることから、必ずしも利便性の高い乗り物とは言えない状況です。そこで、今年度を公共交通機関、とりわけバス交通の抜本的見直しを行う上での調査・研究の年とし、新たな運行体系の構築を目指します。

## ■教育の充実

人々の価値観が多様化する中で、学校・家

庭・地域社会との連携を通じて、お互いの個性を尊重し、思いやりと自己責任を果たせる人づくり、社会づくりを展開していく必要があります。

本町の抱える教育の課題は、今後の小規模校の在り方だと捉えています。昨年度から取り組んでいる「学校間スーパー連携チャレンジプラン」などの成果を十分に検証するとともに、教育環境調査の結果や8月に開催予定の教育環境会議における地域や保護者の皆様のご意見を尊重しながら、今後の教育環境の在り方について検討を進めます。

また、ふるさと教育のさらなる推進を図るとともに、地元食材の学校給食への利用促進、食育教育の充実を図る観点から「ふるさと給食推進事業」の積極的な展開を図ります。

なお、香住区内の2中学校寄宿舎は老朽化や利用者数の減少を考慮して、改修せずに廃止することとし、通学手段の確保についてはスクールバスを購入して冬季の通学に対応します。

（以上、施政方針演説を一部抜粋、要約）

結びにあたり、今年度も町民の皆様と一体になってまちづくりを推進していきますので、多大なるご理解とご協力、そしてご支援をよろしく願います。

# 予算

平成26年度予算（一般・特別会計、企業会計）

## 総額249億円のまちづくり

●問い合わせ先 役場財政課

本年度は町総合計画の終盤を迎える年度となることから、これまでの町政全般を見直した上で、同計画におけるまちづくりの基本理念の実現に向けて予算を編成しました。

その結果、一般・特別の両会計と企業会計を合わせた本年度の予算総額は249億3076万円となり、前年度の234億6449万円に比べ、14億6627万円、率にして6・2%の増となりました。

### 各会計の予算概要

#### ◇一般会計

一般会計の予算額は138億7600万円で、前年度に比べ6億9100万円、率にして5・2%の増となりました。

増額となった主な要因は、

北但ごみ処理施設整備事業の本格化、香住第一中学校など各学校の耐震化の継続実施、起債の繰上償還などによるものです。

#### ◇特別会計

8特別会計の予算総額は53

億8626万円で、前年度に比べ7724万円、率にして1・5%の増となりました。

増額となった主な要因は、

保険給付費の増加による介護保険事業特別会計などによるものです。

#### ◇企業会計

3企業会計の予算総額は56億6850万円で、前年度に比べ6億9803万円、率にして14・0%の増となりました。

増額となった主な要因は、

制度改正により減価償却費が増加した下水道事業企業会計などによるものです。

### 平成26年度の各会計予算

（単位：千円、％）

| 会計区分          | 平成26年度     | 平成25年度     | 比較増減      | 増減率    |
|---------------|------------|------------|-----------|--------|
| 一般会計          | 13,876,000 | 13,185,000 | 691,000   | 5.2    |
| 特別会計          | 5,386,257  | 5,309,021  | 77,236    | 1.5    |
| 国民健康保険事業      | 2,793,100  | 2,832,293  | △ 39,193  | △ 1.4  |
| 事業勘定          | 2,414,000  | 2,433,000  | △ 19,000  | △ 0.8  |
| 佐津診療施設勘定      | 33,500     | 35,900     | △ 2,400   | △ 6.7  |
| 兎塚・川会・原診療施設勘定 | 42,200     | 48,000     | △ 5,800   | △ 12.1 |
| 小代診療施設勘定      | 195,000    | 210,900    | △ 15,900  | △ 7.5  |
| 兎塚・川会歯科診療施設勘定 | 108,400    | 104,493    | 3,907     | 3.7    |
| 後期高齢者医療保険事業   | 306,136    | 276,505    | 29,631    | 10.7   |
| 介護保険事業        | 2,204,000  | 2,126,900  | 77,100    | 3.6    |
| 財産区           | 5,986      | 1,900      | 4,086     | 215.1  |
| 町立地方卸売市場事業    | 1,900      | 1,900      | 0         | 0.0    |
| 国民宿舎事業        | 25,489     | 25,691     | △ 202     | △ 0.8  |
| 矢田川憩いの村事業     | 37,262     | 30,122     | 7,140     | 23.7   |
| 宅地造成事業        | 12,384     | 13,710     | △ 1,326   | △ 9.7  |
| 企業会計          | 5,668,498  | 4,970,472  | 698,026   | 14.0   |
| 公立香住病院事業      | 1,591,070  | 1,527,270  | 63,800    | 4.2    |
| 収益的収支         | 1,338,819  | 1,296,470  | 42,349    | 3.3    |
| 資本的収支         | 252,251    | 230,800    | 21,451    | 9.3    |
| 水道事業          | 1,186,156  | 1,120,596  | 65,560    | 5.9    |
| 収益的収支         | 700,024    | 545,358    | 154,666   | 28.4   |
| 資本的収支         | 486,132    | 575,238    | △ 89,106  | △ 15.5 |
| 下水道事業         | 2,891,272  | 2,322,606  | 568,666   | 24.5   |
| 収益的収支         | 1,861,767  | 1,244,782  | 616,985   | 49.6   |
| 資本的収支         | 1,029,505  | 1,077,824  | △ 48,319  | △ 4.5  |
| 合計            | 24,930,755 | 23,464,493 | 1,466,262 | 6.2    |



# 一般会計の内訳

## 歳入(図1)

一般財源(町税、譲与税・交付金、地方交付税)の合計額は、86億327万円(前年度比0・1%増)です。

### ◆町税

17億7123万円(前年度比1・0%増)で、増収の主な要因は町民税の増加によるものです。

### ◆地方交付税

普通交付税は59億3400万円(前年度比0・2%減)を見込んでいますが、前年度決算見込額60億7507万円に比べると、1億4107万円、率にして2・3%の減となります。

ただし、普通交付税の不足

分を補う臨時財政対策債を合わせると63億9800万円、前年度決算見込額の65億9081万円に比べると、1億9281万円、率にして2・9%の減となります。また、特別交付税は前年度同額の5億3100万円を見込んでいます。

### ◆繰入金

5億9265万円(前年度比1700・4%増)で、増額の主な要因は、起債の繰上償還の財源とするために減債基金と財政調整基金から約5億円を繰り入れるものです。

### ◆地方債

23億6190万円(前年度比3・1%増)で、増額の主な要因は、前年度に比べて北

但ごみ処理施設整備事業が3

億920万円増加、香住第一中学校整備事業が4億2890万円増加したことなどによるものです。

なお、本年度は小学校体育館耐震化事業などの新規事業を含む建設事業の財源として17億6310万円、過疎対策事業債を活用したソフト事業で1億3480万円、普通交付税の振替分として臨時財政対策債4億6400万円の発行を予定しています。

## 歳出(性質別)(図2)

### ◆人件費

20億318万円(前年度比3・3%減)で、減額の主な要因は、職員退職加算納付金で2000万円の減、一般職給料などで約1000万円の減、参議院議員・県知事・町長町議会議員の各選挙における選挙従事者報酬など約1200万円の減によるものです。

### ◆扶助費

10億6113万円(前年度比0・9%減)で、減額の主な要因は児童手当約1800万円の減などですが、こども医療費扶助費は約1700万円の増となります。

### ◆補助費等

25億7194万円(前年度比7・3%増)で、増額の主な要因は、臨時福祉給付金5630万円および子育て世帯臨時特例給付金1876万円の皆増、森林管理100%作戦推進事業費補助金約2300万円の増によるものです。

### ◆普通建設事業費

23億8148万円(前年度比6・5%増)で、本年度は北但ごみ処理施設整備事業、町道新設改良事業、防災行政無線整備事業、小学校体育館耐震化事業、村岡小学校整備事業、香住第一中学校整備事業などを予定しています。

### ◆公債費

24億8255万円(前年度

比21・4%増)で、増額の主な要因は、5億40万円の繰上償還分です。

なお、通常の元利償還分は約6300万円の減となります。

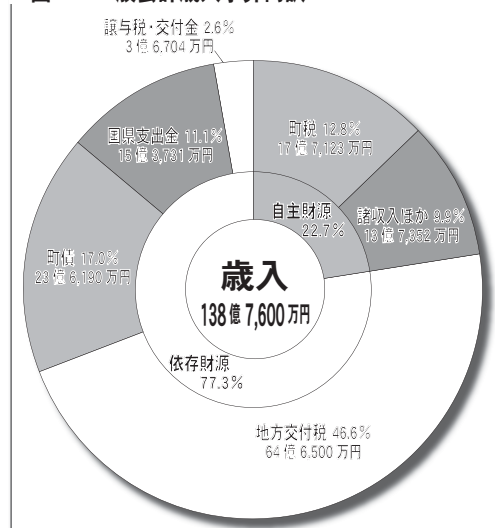
### ◆積立金

1億6385万円(前年度比48・1%増)で、増額の主な要因は、借入超過となる起債の財政負担に対する対応として、約1億円を減債基金に積み立てることによるものです。

### ◆繰出金

8億9446万円(前年度比2・1%増)で、増額の主な要因は、介護保険事業特別会計に対する繰出金約1800万円の増によるものです。

<図1>一般会計歳入予算内訳



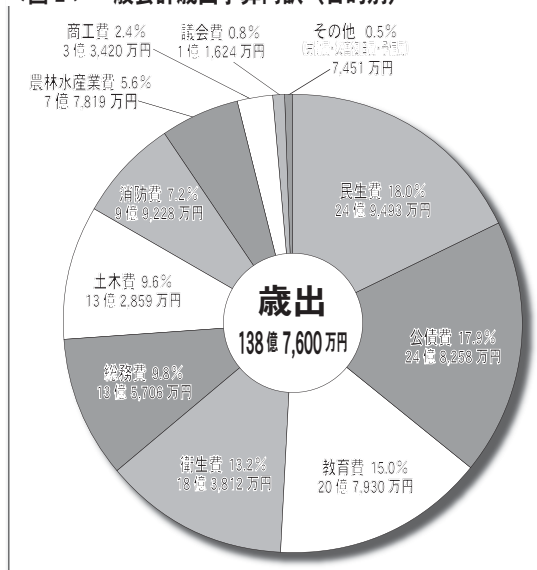
#### [諸収入ほか内訳]

|         |           |
|---------|-----------|
| 分担金・負担金 | 8,078万円   |
| 使用料・手数料 | 1億5,204万円 |
| 財産収入    | 2,022万円   |
| 寄附金     | 4,948万円   |
| 繰入金     | 5億9,265万円 |
| 繰越金     | 5,000万円   |
| 諸収入     | 4億2,835万円 |

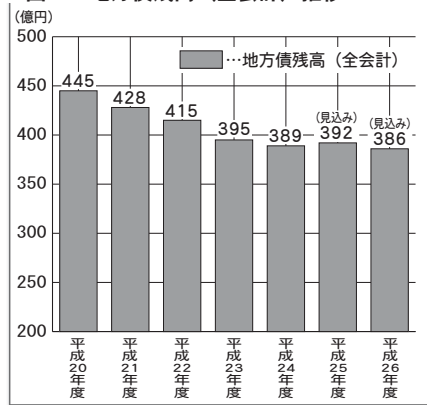
#### [町税内訳]

|       |           |
|-------|-----------|
| 町民税   | 6億4,670万円 |
| 固定資産税 | 9億5,763万円 |
| 軽自動車税 | 5,340万円   |
| 町たばこ税 | 1億350万円   |
| 入湯税   | 1,000万円   |

<図2>一般会計歳出予算内訳(目的別)



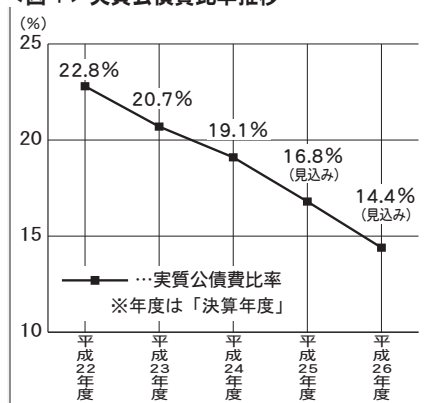
<図3> 地方債残高（全会計）推移



◆ 一般会計では：  
前年度末現在高は188億636万円で、本年度発行額を23億6190万円、元金償還額を22億723万円としていますので、本年度末現在

財政調整基金・減債基金  
財政調整基金の前年度末残高は20億1826万円の見込みで、本年度末では、前年度決算剰余金積立額などを合わせて、20億1701万円を見込んでいます。  
減債基金の前年度末残高は3億8026万円の見込みで、本年度予算では、借入超過となる起債の財政負担に対する対応として、約1億円を積み立てるとともに、約5億円の起債の繰上償還の財源として約4億8000万円を取り崩すことにより、本年度末残高を428万円と見込んでいます。

<図4> 実質公債費比率推移



◆ 一般会計では：  
財政健全化に努めた結果、前年度決算では16・8％で、2・3ポイント改善し、地方債の発行に許可が必要となる18％を下回る見込みです。また、本年度決算では14・4％となる見込みです（財政計画に基づき試算）。

◆ 一般会計では：  
前年度末現在高は392億1857万円で、本年度発行額を29億4730万円、元金償還額を35億8299万円としていますので、本年度末現在高は6億3569万円減の385億8288万円を見込んでいます。  
なお、町民一人当たりの地方債残高（全会計）は、本年度末で約195万円（一般会計では約96万円）となります（平成26年3月1日現在の人口19811人を基に算出）。

## 一般会計予算額を町民一人当たり換算すると…

町民1人当たりに使われるお金  
**700,419 円**（前年度 653,370 円）

町民1人当たりの税負担額  
**88,901 円**（前年度 86,410 円）

|                                                                        |                                                                    |                                                                                   |                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <b>民生費</b><br>125,937 円<br>社会福祉や医療費助成など安定した社会生活を保障するために使うお金です。<br>     | <b>公債費</b><br>125,313 円<br>国などから借り入れたお金（町債）の返済などに使うお金です。<br>       | <b>教育費</b><br>104,957 円<br>幼稚園、小中学校、社会教育など教育全般に使うお金です。<br>                        | <b>衛生費</b><br>92,783 円<br>各種検診、し尿処理、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保つために使うお金です。<br> |
| <b>総務費</b><br>68,500 円<br>新しいまちづくりや戸籍、徴税、選挙、監査事務など町の総括的な事務に使うお金です。<br> | <b>土木費</b><br>67,063 円<br>道路、河川、町営住宅などの整備や除排雪経費を含む維持管理に使うお金です。<br> | <b>消防費</b><br>50,087 円<br>消防や救急活動に使うお金です。<br>                                     | <b>農林水産業費</b><br>39,281 円<br>農業、林業、畜産業、水産業の振興に使うお金です。<br>              |
| <b>商工費</b><br>16,870 円<br>観光の振興や商工業の振興などに使うお金です。<br>                   | <b>議会費</b><br>5,867 円<br>町議会の運営に使うお金です。<br>                        | <b>その他</b><br>（労働費・災害復旧費・予備費）<br>3,761 円<br>労働対策や災害によって生じた被害を復旧するためなどに使うお金です。<br> | <p>※町民1人当たりの計算は、平成26年3月1日現在の人口19,811人を基にしています。</p>                     |

|                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| <b>町民税</b><br>32,644 円<br>                                     |
| <b>固定資産税</b><br>48,338 円<br>                                   |
| <b>軽自動車税</b><br>2,695 円<br>                                    |
| <b>町たばこ税</b><br>5,224 円<br>                                    |
| <p>※町民1人当たりの計算は、平成26年3月1日現在の人口19,811人を基にしています。<br/>※入湯税を除く</p> |

今年10月1日から変わります！

# ごみの分別区分

●問い合わせ先 役場町民課

- 現在の5区分
- ①燃えるごみ
  - ②プラスチック類
  - ③カン・ビン類
  - ④雑・粗大ごみ
  - ⑤危険ごみ

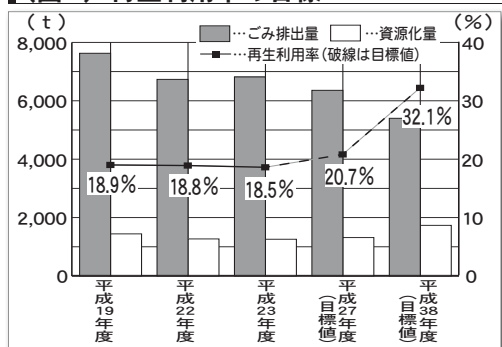
- 10月1日からの新しい9区分
- ①燃やすごみ
  - ②ペットボトル
  - ③プラスチック製容器包装
  - ④カン・ビン
  - ⑤燃やさないごみ
  - ⑥蛍光管
  - ⑦粗大ごみ
  - ⑧乾電池類
  - ⑨紙製容器包装



皆さんの生活に深い関わりを持つ「ごみ」。

今年10月1日から、この分別区分が現在の5区分から9区分に変わります。これに伴い、新たに資源ごみ袋などを導入して、ごみの資源化・リサイクルをさらに推進し、より環境に優しい循環型のまちづくりを目指します。

【図1】再生利用率の目標



※再生利用率はごみ排出量に占める資源化量の割合

循環型社会を目指して

9区分に分別を細分化

今年10月から実施するごみ分別区分の細分化。キーワードは「減量化・再資源化」による循環型社会の確立」と「新しいごみ処理施設の搬入基準への準備」です。

私たちの生活から出るごみの中にはまだまだ使える資源が眠っています。これをこみと分別することで、資源は再利用され、そしてごみは減量できます。

平成24年度策定の「一般廃棄物処理基本計画」では、再生利用率の目標値を、平成38

新施設への搬入を

円滑に進めるために

年度で32・1%としています(図1)。この目標を達成するためには、新しい分別区分への皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

限りある資源を有効に活用することで、温室効果ガスや埋め立て処分量といった環境への負荷を軽減し、より環境に優しく、持続可能な循環型のまちづくりを進めることができ、ごみを減量することで処理にかかる手間や費用を抑えることもできます。

一方、もう一つのキーワード「新しいごみ処理施設の搬入基準への準備」は、平成28年4月から稼働する北但ごみ処理施設の分別区分が、今年10月に始まる9区分と同じであることに伴うものです。新しい分別区分に円滑に移行できるよう、皆さんもぜひご協力をお願いします。

現在の分別区分と新しい分別区分は前述のとおりですが、詳しくは本号と一緒に配布しているチラシ「分別区分の変更について」をご覧ください。

新区分の導入に伴い  
ごみ袋の種類も増えます

10月からの新区分による分別に伴い、ごみ袋の名称を変更するとともに新しいごみ袋の利用が始まります。

なお、新しいごみ袋の導入で、袋の種類は5種類(現在は3種類)となります。

【ごみ袋の名称変更】

■燃えるごみ袋

↓「燃やすごみ袋」

■燃やさないごみ袋

↓「燃やさないごみ袋」

■危険ごみ

↓「乾電池類袋」

【新しい「ごみ袋」】

■資源ごみ袋

「カン・ビン」

のついている「ペット

ボトル」

のついている「プラスチック

製容器包装」を入れる袋

■紙製容器包装袋

「紙製容器包装」を入れる袋

「紙製容器包装」を入れる袋

る袋

【ごみ袋のデザイン変更】

袋の口がくくりやすいような形に変更します。



## 指定シール

### 名称と収集日が変わります

現在、燃えるごみ・燃えないごみのうち、ごみ袋に入らないものは1枚100円の指定シールを貼って、それぞれの収集日に出すことになっていますが、10月からは、すべて「粗大ごみの日」に出してください。

なお、シールの名称は「粗大ごみ用シール」に変更します。

## 指定粗大ごみシールの廃止と粗大ごみの取り扱いの変更

現在、自転車や石油ストーブなどは町指定粗大ごみとして1枚100円の指定粗大ごみシールを貼って出すことになっていますが、今年9月末をもってこのシールは廃止します。

これに伴い、10月から町が収集できる粗大ごみの大きさを【縦90cm×横180cm×奥行50cm】以下と規定し、この範囲内であれば、前述の粗大ごみ用シールを貼って「粗大ごみの日」に出すことができます。

なお、規定以上の粗大ごみは細かくして出さか、矢田川レインボーに直接搬入してください。

# ごみ分別 Q & A

今年10月1日からの分別区分の細分化に伴う疑問点にお答えします。



**Q** 10月からごみの出し方は変わるの？

**A** 基本的な出し方は変わりません。9区分にきちんと分けて、決められた収集日の午前8時までに、地区で決められたごみステーションに、決められたルール（名前を記入したごみ袋・シール）で出してください。

**Q** ごみ袋やシールの金額はどうなるの？

**A** これまでと変わりますが、新たな導入する資源ごみ袋は、資源化の取り組みにご協力いただくため、通常より安く設定しています。また、紙製容器包装袋は無料としています。（次表）

| 種類       | 区分 | 金額   |
|----------|----|------|
| 燃やすごみ袋   | 大  | 60円  |
| 燃やさないごみ袋 | 小  | 45円  |
| 乾電池類袋    | —  | 60円  |
| 資源ごみ袋    | 大  | 20円  |
|          | 小  | 15円  |
| 紙製容器包装袋  | —  | 無料   |
| 粗大ごみ用シール | —  | 100円 |

※金額は1枚当たりです。

**Q** 10月以降、現在使っているごみ袋は使えないの？

**A** 使えます。10月以降も現在のごみ袋がある場合、燃えるごみ袋は燃やすごみ袋として、燃えないごみ袋は燃やさないごみ袋として、また、指定シールは粗大ごみ用シールとしてご使用ください。

**Q** 指定粗大ごみシールは廃止されるけど、10月以降に手元に残っていたらどうすればいいの？

**A** 1100円相当の新指定袋・シールと交換します。交換方法などは決まり次第お知らせします。

**Q** 分別が細かくなって、面倒くさい。なんとかならないの？

**A** 今、捨てようとしているお菓子の袋をよく見てください。リサイクルマークがついてませんか。資源になるごみを燃やしてしまうのはもったいないですよ。ペットボトルは、キャップとラベルをはずして、軽く水洗いして分別すれば立派な資源です。ひと手間かけるだけで、ごみが資源になるのです。「面倒くさい」を「もったいない」に変えていきましよう！

**Q** ごみ分別についてもっと詳しく知る方法はないの？

**A** 5月以降に各戸配布予定の「ごみの分け方・出し方」ハンドブックに詳しい内容を掲載するほか、住民説明会を各地で開催する予定です。また、出前講座も実施していますので、ぜひご利用ください。



## ごみ処理手数料に係る

### 「差額補償金の精算」はお早めに！

昨年矢田川レインボー火災事故以降、豊岡市または新温泉町のごみ処理施設にごみを持ち込んだ人に対して、ごみ処理手数料の差額を補償しています。

請求手続きを行っていない人は、お早めに手続きをしてください。

## ▼手続き方法

役場または各地域局に備え付けの「ごみ処理手数料差額補償申入書」に必要事項を記入し、各施設の発行した領収書を添付して提出してください。

なお、申入書の様式は町のホームページからもダウンロードできます。

## ▼問い合わせ（提出）先

役場町民課または各地域局



新たな命の誕生を祝福し、その健やかな成長を願って…

## 「出産祝福商品券制度」を新設！

●問い合わせ先 役場福祉課

町では、新たに誕生したお子さんを祝福しようと「香美町出産祝福商品券制度」を新設しました。

この制度は、新しい命の誕生に対するお祝いの気持ちと、健やかな成長への願いを込めるとともに、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

なお、第3子以降の出産に対して行っていた出産祝金制度は、本制度の新設に伴い廃止しました。

### ●贈呈対象者

平成26年4月1日以降に生まれ、香美町の住民基本台帳に登録されている新生児の父または母など

### ●商品券の概要

新生児1人につき3千円相当の商品券を贈呈します。ただし、この商品券は香美町商工会会員の商品券取扱店のみ使用できますが、有効期限(贈呈日から6カ月以内)があります。

### ●手続きなど

新生児の出生届を役場に提出した際に贈呈しますので、印鑑(受領印)をご持参ください。



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

## 申請案内などは6月以降に予定！

●問い合わせ先 役場福祉課

社会保障の充実と安定化として健全な財政運営を図るために、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられました。

これに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

具体的な手続きなどについては、詳細が決まり次第、お知らせします。

### ■臨時福祉給付金

#### ●支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において、香美町の住民基本台帳に登録されていて、平成26年度分町民税(均等割)が課税されていない人  
※町民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者になっっている人は対象外

### ●支給額

支給対象者1人につき1万円  
※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者は5千円加算

### ■子育て世帯臨時特例給付金

#### ●支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、平成25年の所

得が児童手当の所得制限額に満たない人

### ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

※臨時福祉給付金の支給対象者や生活保護制度の被保護者などは対象外

### ●支給額

対象児童1人につき1万円

## ▶「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った詐欺にご注意！

- 役場や厚生労働省などがATM(銀行やコンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 役場や厚生労働省などが今回の2給付金の給付のために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 役場や厚生労働省を語った不審な電話があった時などは、役場福祉課、役場消費生活相談窓口または美方警察署(Tel 0796・82・0110)にご連絡ください。





町内事業者の技術力や経営力の向上を目指して

## 「中小企業人材育成支援事業」を新設！

●問い合わせ（申し込み）先 役場観光商工課・各地域局

この事業では、人材育成を目的として経営者自らが従業員を対象に研修などを行う場合や、経営者が従業員を研修などに派遣する場合にその経費の一部を助成します。

### ●助成対象者

町の徴収金（税金など）に滞納がない町内に本店または本所を持つ事業者

### ●助成内容・助成限度額

①の場合、開催1回あたりの費用が、②、③の場合、出席者1人あたりの費用がそれぞれ5千円以上（他の助成がある場合はその額を控除した額が5千円以上）の場合、その2分の1を助成します。

①事業者自らが研修などを開催する場合――

▼上限額は5万円

②研修などに従業員を派遣する場合――

▼上限額は2万円

③国家資格などや技術の取得のために従業員を研修に派遣する場合――

▼上限額は2万円

※複数回にわたり研修などを実施した場合、1事業者あたりの助成合計額は30万円を上限とします。また、町の予算がなくなり次第、本事業は終了します。

### ●助成対象経費

会場使用料、講師謝金、交通費、受講料、テキスト代など



町内経済循環による活力あるまちづくりを目指して：

## 住宅リフォーム助成制度を一新！

●問い合わせ（申し込み）先 役場観光商工課・各地域局

町では、過去3年間行ってきた「住宅リフォーム助成制度」の検証結果を踏まえ、さらに町内の経済循環を促進しようと、今年度から同制度を一新します。

主な改正点は、助成方法をこれまでの現金給付から「町内での使用に限定した商品券での給付」としたことと、なお、本制度は平成26・27年度の2年間実施し、その間の助成回数是一人1回、同一住宅1回です。また各年度とも予算がなくなり次第、終了します。

### ●助成要件

これから住宅リフォームを行うおうとする人が助成を希望する場合、次の要件をすべて満たすことが必要です。

・町内に在住、または町内に住所を有すること

・助成を受けようとする住宅リフォームが、町のほかの助成を受けていないこと

・町の徴収金（税金など）に滞納がないこと

### ●助成の対象となる住宅

平成23～25年度の間に「産業活性化緊急支援事業」（住宅リフォーム助成）の補助金の交付を受けていないこと

### ●助成内容

補助対象工事費の区分により次のとおり商品券を給付します。ただし、この商品券は香美町商工会会員の商品券取扱店のみ使用できます。

なお、リフォーム工事着手後の申請は対象となりません。

①100万円未満の場合――

▼補助対象工事費の10%相当の商品券

②100万円以上200万円未満の場合――

▼10万円相当の商品券

③200万円以上の場合――

▼20万円相当の商品券

### ●助成対象となる工事一覧

| 工 事 内 容                        |
|--------------------------------|
| 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段などの工事 |
| 建築物に設ける電気、ガス、給配（排）水管の工事        |
| 台所、浴室、便所などの改良工事                |
| 断熱化工事                          |
| 屋根、壁、天井、床の断熱材、遮熱材などの工事         |
| 窓に断熱効果のあるガラスやサッシを設置する工事        |
| バリアフリー化工事                      |
| 段差の解消や車椅子の利用に対応するための工事         |
| 手すり、移動用エレベータ、階段昇降機の工事          |
| アスベスト除去工事                      |
| 防水、防風、防火（火災報知システム設置を含む）、耐火の工事  |
| 地球温暖化に配慮した設備の設置工事              |

※電化製品などの取り付けの場合は、工事費のみを対象とします。  
 ※次のものは対象とはなりません。

- ①土地購入費
- ②住宅以外の倉庫、車庫、物置などの設置、増築および補修
- ③シロアリなどの害虫駆除
- ④住宅の新築や取り壊しのみの工事
- ⑤室内カーテンの取替え、取付け
- ⑥造園、門扉、ブロック塀などの外構工事
- ⑦電話やインターネットなどの配線工事
- ⑧電化製品などの購入費





高齢者などが安心して自立した生活を送ることができるよう、次のような事業で支援しています。

なお、各種事業をご利用になる場合、事前に申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。



どうぞご利用ください！

## 高齢者などの生活支援制度

●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

| 事業名・対象者                                                        | 内容                                                                                                   | 利用料など                                                           |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <b>生きがい活動支援通所事業</b>                                            |                                                                                                      |                                                                 |
| おおむね 65 歳以上で、日常生活が自立している人                                      | 健康増進・介護予防のための趣味活動・介護予防事業を実施<br>場所は、香住高齢者ふれあい交流館、小代高齢者生活支援センター「いこいの里」など                               | 1 回あたりの参加費は次のとおり<br>・香住区…600 円<br>・村岡区…900 円<br>・小代区…900 円      |
| <b>緊急通報システム事業</b>                                              |                                                                                                      |                                                                 |
| おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などで緊急時に対応が困難な人                 | 自宅に消防署直通の緊急通報装置を設置（貸与）                                                                               |                                                                 |
| <b>高齢者日常生活用具給付事業</b>                                           |                                                                                                      |                                                                 |
| おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者（住民税非課税世帯）                           | 火災警報器の設置にかかる費用を町が負担（限度額は 1 万円）                                                                       |                                                                 |
| <b>配食サービス事業</b>                                                |                                                                                                      |                                                                 |
| おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などであって調理が困難な人                  | 自宅へのお弁当の配達と安否確認を実施<br>配食日は次のとおり（年末年始などは除く）<br>・香住区…月～土曜日の夕食<br>・村岡区、小代区…日～金曜日の夕食                     | ・主食と副食 …600 円<br>・副食のみ …500 円<br>※住民税所得割課税世帯の人は、1 食あたり 100 円の追加 |
| <b>外出支援サービス事業</b>                                              |                                                                                                      |                                                                 |
| おおむね 65 歳以上で、下肢の不自由な身体障害者または一般の交通機関を利用することが困難な人                | 車いすまたはストレッチャー対応型の車で、高齢者などの自宅と医療機関などの間を送迎                                                             | 基本料金 300 円に、走行距離 1km 当たり 30 円を加算した額                             |
| <b>介護タクシー利用給付事業</b>                                            |                                                                                                      |                                                                 |
| 日常的に車いすやストレッチャーを使用しなければ移動が困難な人で、救急車を利用する状況にない人                 | 病院の受診や、福祉施設への入退所で町指定の介護タクシーを利用した場合、料金の 75% を助成（上限 2 万円）                                              | 介護タクシー料金の 25% が本人負担                                             |
| <b>人生 80 年いきいき住宅助成事業</b>                                       |                                                                                                      |                                                                 |
| 介護保険認定で「要支援」、「要介護」と認定された人や身体障害者手帳所持者など                         | 住まいの改良相談員が緊急性などを判断し、一定の条件内で、既存住宅の改造工事に要する経費の一部について、補助金を交付<br>補助対象限度額は 45 万円で、介護保険の住宅改修費などの 20 万円分を含む | 所得により利用者負担あり                                                    |
| <b>介護用品支給事業</b>                                                |                                                                                                      |                                                                 |
| 介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）            | 年額 10 万円以内の介護用品（紙おむつなど）を支給（支給限度額は、申請月により異なる）                                                         |                                                                 |
| <b>在宅老人介護手当支給事業</b>                                            |                                                                                                      |                                                                 |
| 介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（介護サービス未利用月のみ・所得制限あり） | 年額 18 万円の介護手当を支給（介護保険サービスの未利用期間が 1 年未満の場合は、月額 1 万 5 千円を支給）                                           |                                                                 |



## 後期高齢者医療制度



# 平成 26・27 年度の 保険料率が決定しました

●問い合わせ先 役場健康課・各地域局

県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）TEL 078・326・2021

後期高齢者医療制度の保険料は 2 年ごとに  
見直されていて、今回、平成 26・27 年度の保険料率などが次のとおり決定しました。

なお、被保険者一人ひとりの保険料額は、7 月上旬にお届けする「保険料額決定通知書」でお知らせします。

## 1 保険料率

保険料率とは、保険料を算出する基準で、すべての被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割率」からなり、2 年ごとに決定されます。

今回（平成 26・27 年度分）の保険料率は右表のとおりです。前回（平成 24・25 年度分）に比較して、均等割額で 1,600 円、所得割率で 0.56 ポイント、それぞれ増えています。

### ●今回（平成 26・27 年度分）と

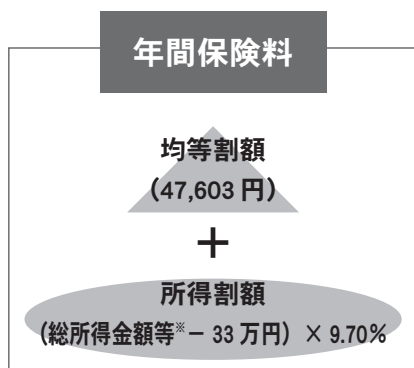
#### 前回の（平成 24・25 年度分）の保険料一覧

|      | 平成 26・27 年度分 | 平成 24・25 年度分 |
|------|--------------|--------------|
| 均等割額 | 47,603 円     | 46,003 円     |
| 所得割率 | 9.70%        | 9.14%        |

## 2 保険料の計算方法

年間保険料は、均等割額と所得割額の合計となります。

なお、今回から保険料額（年間）の上限が 55 万円から 57 万円に変更となります。



※総所得金額等とは、前年収入から公的年金等控除額や給与所得控除額などを差し引いた額で、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含みません。

## 3 所得の低い人の保険料軽減措置

### ①均等割額

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得が確認できている場合、手続きの必要はありませんが、未申告などで所得の確認ができない場合は簡易申告などが必要になります。

なお、65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除し、軽減判定されます。

### ●均等割額の軽減措置一覧

| 被保険者・世帯主の合計所得金額等<br>が次の金額以下の場合            | 軽減割合<br>(カッコ内は軽減後の<br>年間均等割額) |
|-------------------------------------------|-------------------------------|
| 基礎控除額 (33 万円)                             |                               |
| 被保険者全員の各所得が 0 円<br>(年金所得は控除額を 80 万円として計算) | 9 割<br>(4,760 円)              |
| 上記以外                                      | 7 割※<br>(14,280 円)            |
| 基礎控除額 (33 万円) + 24.5 万円 × 被保険者数           | 5 割<br>(23,801 円)             |
| 基礎控除額 (33 万円) + 45 万円 × 被保険者数             | 2 割<br>(38,082 円)             |

※本来は 7 割軽減ですが、平成 26 年度は 8.5 割軽減となり、軽減後の年間均等割額は 7,140 円となります。

### ②所得割額

総所得金額等から 33 万円を引いた額が 58 万円（年金収入のみの場合は 211 万円）以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

## 4 被用者保険の被扶養者

### であった人の保険料軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（会社の健康保険、船員保険、共済組合保険）の被扶養者だった人が対象となり、当分の間、均等割額は 5 割軽減に、また所得割額は全額免除されます。

さらに、平成 26 年度は均等割額が 9 割軽減となり、年間保険料は 4,760 円となります。



平成 26 年度

# 香美町農作業受委託標準賃金

●問い合わせ先 町農業委員会事務局（役場農林水産課内）

この料金は、あくまでも平成 26 年度の標準です。

実際の賃金は、当事者双方で協議のうえ、決定してください。

| 作業種目         | 単位          | 種別             | 標準料金（円） |        |        | 備考                                                             |
|--------------|-------------|----------------|---------|--------|--------|----------------------------------------------------------------|
|              |             |                | 整備田     | 30a 区画 | 未整備田   |                                                                |
| 農作業          | 1 日当たり 8 時間 | —              | 8,300   |        |        | 技術作業は別料金                                                       |
| ディスクローター     | 10a 当たり     | —              | 7,200   | 6,200  | 7,200  |                                                                |
| ことうん<br>耕耘   | 10a 当たり     | 1 回目           | 7,200   | 6,700  | 8,300  |                                                                |
|              |             | 2 回目           | 5,200   | 5,200  | 6,200  |                                                                |
| 代かき          | 10a 当たり     | 1 回ことうん<br>耕耘後 | 11,400  | 10,300 | 11,400 | 荒かき・代かきを同時にする場合                                                |
|              |             | 2 回ことうん<br>耕耘後 | 8,800   | 8,300  | 8,800  | 荒かき・代かきを同時にする場合                                                |
| 荒かき          | 10a 当たり     | —              | 6,200   | 6,200  | 6,700  |                                                                |
| 荒かき後の代かき     | 10a 当たり     | —              | 7,800   | 7,800  | 8,300  |                                                                |
| 機械田植え        | 10a 当たり     | —              | 9,300   |        |        |                                                                |
| 刈取（バインダー）    | 10a 当たり     | —              | 9,300   |        |        | 倒伏・湿田の場合は 3～5 割増、すみ刈りは含まない<br>結束ひもは受託者負担                       |
| 刈取（コンバイン）    | 10a 当たり     | —              | 22,900  | 21,900 | 22,900 | 倒伏・湿田の場合は 3～5 割増、すみ刈りは含まない<br>初めの運搬料は 10a 当たり 3,100 円（距離により増減） |
| 脱穀（ハーベスター）   | 1 日当たり 8 時間 | —              | 15,500  |        |        |                                                                |
| 機械畦ぬり        | 1 m 当たり     | —              | 110     |        |        |                                                                |
| 畦切り（片バイド）    | 1 m 当たり     | —              | 70      |        |        |                                                                |
| 乾燥           | 10a 当たり     | —              | 13,000  |        |        | 運搬などは委託者負担（10a 未満も同額）                                          |
| もみす<br>籾摺り   | 30kg 当たり    | —              | 540     |        |        | 運搬などは委託者負担                                                     |
| 農業散布         | 10a 当たり     | —              | 2,100   |        |        | 農業代は含まない                                                       |
| たいひ<br>堆肥の散布 | 10a 当たり     | —              | 3,100   |        |        | たいひ<br>堆肥または土壌改良剤の散布（資材代は含まない）                                 |
| ことうん<br>畑耕耘  | 10a 当たり     | —              | 8,000   |        |        |                                                                |

※標準料金はすべて消費税込みの金額で、平成 25 年度に比べて約 3% 増額しています。



更新手続きをお忘れなく！

## 小児慢性特定疾患医療受給者証

●問い合わせ先 豊岡健康福祉事務所 TEL 0796・26・3672



●受付期間・場所  
・5月1日（木）～6月30日（月）  
の平日、午前9時～午後5時  
（正午～午後1時は除く）  
・豊岡健康福祉事務所  
（豊岡市幸町7・11）  
※新温泉健康福祉事務所（新温  
泉町三谷389・1）でも5  
月13日（火）と6月9日（月）  
の2日間、出張受け付けを行  
います（時間はいずれも午前10  
時～午後4時（正午～午後1  
時は除く））。

●対象者  
有効期限が平成26年7月31日  
の受給者証を持ち、その翌日以  
降も引き続き交付を希望する人  
（平成26年8月1日時点で満20  
歳未満の人に限り）

「小児がん」など、その治療  
が長期間にわたり、子どもやそ  
の家族に精神的、経済的に負担  
となる小児慢性特定疾患（国が  
約500の疾患を指定）。その  
医療費は公費で負担されます。  
この制度を継続して希望する  
場合は、受給者証の更新が必要  
です。  
なお、更新に必要な書類など  
は事前にお問い合わせください。





平成 26 年度

## 香美町青少年育成対策指針

●問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

3月18日、香美町青少年問題協議会が開催され、4つの実践項目を挙げた今年の香美町青少年育成対策指針が決定されました。

今後、この指針を基に、各学校、PTA、団体、関係機関、自治組織などと協力し、青少年の健全育成活動を推進します。（ここでは「4つの実践項目」のうち、特に地域ぐるみで取り組んでいただく内容を掲載しています）

### ◇平成 26 年度 香美町青少年育成対策指針◇

#### 地域ぐるみで

健やかな子どもを育てる

よい環境をつくりあげよう

～ 健やかな育成を阻害するおそれのある行為から  
青少年を保護するために ～

- ①地域ぐるみであいさつや社会生活上のルールを身につけさせよう。
- ②健やかな育成を阻害するおそれのある図書等を置かないようにしよう。また、これらの自動販売機を置かないようにしよう。
- ③深夜外出、喫煙、飲酒、無免許運転などの行動を未然に防止しよう。
- ④薬物乱用の恐ろしさについて学び、その害から守ろう。
- ⑤地域ぐるみの見守り活動を実践し、不審者から守ろう。
- ⑥いじめや暴力行為について研修会などで学び、未然防止、早期発見、早期対応に取り組もう。
- ⑦インターネットの適切な利用について積極的に学び、有害情報への対応の強化を図ろう。

※本年度の重点取り組み項目は『命や人権を大切に、他人を思いやりいじめをしない豊かなこころを育てよう』と『インターネットの適切な利用について積極的に学び、有害情報への対応の強化を図ろう』の2点です。



4月以降

## 町立診療所の診療体制

●問い合わせ先 役場健康課・各診療所

町立診療所の診療体制は、4月1日から次の表のとおりとなっています。ご確認ください、お間違えないようお願いいたします。

#### 【主な変更点など】

- ・ 兎塚診療所の診療曜日を月曜日に変更
- ・ 川会診療所の診療曜日を木曜日に変更
- ・ 小代診療所（医科）は新任の医師が診療
- ・ 兎塚・川会歯科診療所は前年度と同じ診療体制

#### ◇町立診療所の診療体制（市外局番はいずれも 0796）

| 診療所名                      | 月曜日  | 火曜日  | 水曜日  | 木曜日  | 金曜日  |
|---------------------------|------|------|------|------|------|
| 佐津診療所（TEL 38・0459）※ 1     |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 診療   | 診療   | 診療   | 診療   | 休診   |
| 午後                        | 往診など | 往診など | 往診など | 休診   |      |
| 兎塚診療所（TEL 96・0012）※ 2     |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 休診   | 休診   | 休診   | 休診   | 休診   |
| 午後                        | 診療   |      |      |      |      |
| 川会診療所（TEL 95・0024）※ 2     |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 休診   | 休診   | 休診   | 休診   | 休診   |
| 午後                        |      |      |      | 診療   |      |
| 兎塚歯科診療所（TEL 96・0846）      |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 診療   | 休診   | 診療   | 休診   | 診療   |
| 午後                        |      |      |      |      |      |
| 川会歯科診療所（TEL 95・0223）      |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 休診   | 診療   | 休診   | 診療   | 休診   |
| 午後                        |      |      |      |      |      |
| 小代診療所（医科）（TEL 97・2023）    |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 診療   | 診療   | 診療   | 診療   | 診療   |
| 午後                        | 往診など | 往診など | 往診など | 往診など | 往診など |
| 小代診療所（歯科）（TEL 97・2396）※ 3 |      |      |      |      |      |
| 午前                        | 診療   | 診療   | 診療   | 診療   | 診療   |
| 午後                        |      |      |      |      |      |

※ 1 佐津診療所は、4、5月は医師の都合により上記の診療体制が変更となります。詳しくは行政放送などでお知らせします。

※ 2 兎塚・川会診療所の診療は 14:00 から（受け付けは 13:00 ～ 15:00）となります。

※ 3 小代診療所（歯科）は、第 1、第 3、第 5 土曜日の午前は診療を行います。



## 若者定住促進住宅取得奨励金制度

活力あるまちづくりを推進するために若者を支援

●問い合わせ先 役場企画課

町では、町内への若者定住を促進しようと、町内に転入後、住宅を建築または購入し居住した若者に対して「若者定住促進住宅取得奨励金」を交付しています。

### ●交付対象者の主な要件

- 次の①から④のすべてを満たすことが必要です。
- ①18歳以上45歳以下の人
- ②おおむね2年以上町外に住所を有していた人
- ③転入後、3年以内に町内に住宅を建築または購入し居住した人、または町内に住宅を建築または購入後、1年以内に転入した人
- ④建築・購入した住宅の持分が2分の1以上の人

### ●交付金額

- ①※1町内施工業者と請負契約を締結し住宅を建築した場合：30万円
- ②※2町外施工業者と請負契約を締結し住宅を建築した場合：20万円
- ③住宅を購入した場合：20万円

### ●その他の条件

次の①から④のすべてを満たすことが必要です。

- ①3年以上継続して町内に居住すること
- ②玄関、居室、台所、便所および風呂などを備えている独立した住居であること
- ③建築または購入した住居を自ら居住するために所有していること
- ④奨励金の交付は同一世帯で1回のみ

### ●申請方法

役場企画課または各地域局に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、住宅を建築または購入後、1年以内に申請してください。



※1町内施工業者とは：建築工事を行う、町内に本店を有する法人または町内に住所を有する個人事業者  
※2町外施工業者とは：町内施工業者以外の施工業者



## 国民年金保険料が決定しました！

平成26年度

●問い合わせ先 役場町民課・各地域局

豊岡年金事務所 TEL 0796・22・0945

国民年金保険料は毎年度改定されますが、今年度は前年度より210円引き上げられ、月額1万5250円となります。

### ●有利な前納制度

保険料は6ヵ月分や1年分などをまとめて前納（前払いで納付）すると割引があります。納付方法は①納付書による現金納付②クレジットカードによる納付③口座振替——などがあり、納付（割引）額は下表のとおりです。

なお、①現金納付の場合、納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。

### ●学生納付特例

前年度に承認された学生納付特例期間は3月末に終了しました。引き続き希望する場合、日本年金機構から郵送されるハガキ形式の申請書に必要事項を記入し、返送してください。

また、今回新たに学生納付特例を希望する人は、学生証の写しまたは在学証明書の原本と印鑑を持参し、役場町民課または各地域局で手続きを行ってください。

### ●前納制度による納付（割引）額

| 納付方法           | 1ヵ月分               | 6ヵ月分                  | 1年分                    | 2年分                     |
|----------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| 現金納付（毎月）       | 15,250 円           | 91,500 円              | 183,000 円              | —                       |
| 現金納付（前納）       | —                  | 90,760 円<br>[740 円]   | 179,750 円<br>[3,250 円] | —                       |
| クレジットカード納付（前納） | —                  | 90,760 円<br>[740 円]   | 179,750 円<br>[3,250 円] | —                       |
| 口座振替（前納）       | 15,200 円<br>[50 円] | 90,460 円<br>[1,040 円] | 179,160 円<br>[3,840 円] | 355,280 円<br>[14,800 円] |

※金額上段は納付額、下段カッコ書きは現金納付（毎月）に対する割引額  
※口座振替による平成26年4月からの前納申し込みは、2月末日で締め切りました。



## 県LPガス協会但馬支部と災害時の支援協定を締結 災害時に迅速なエネルギー供給を！

3月20日、町と県LPガス協会但馬支部（三輪正彦支部長、48業者加盟）との間で「災害時における支援協力に関する協定」を締結しました。

協定では、災害時において同支部は①町が開設する避難所などにLPガスとその燃焼機器を優先的に供給②供給時にはその設備の安全点検を実施③活動中に得た被害情報などを町に提供—するとし、これにより町は災害応急対策を円滑に行うことができるようになります。また、平常時には町が行う防災訓練などに積極的に参加することも明記されています。

浜上町長は「災害時に避難所生活を支えていただけることは大変心強い」と語り、調印に臨んだ三輪支部長は「阪神大震災や東日本大震災においては、電気や都市ガスに比べて簡易に持ち運びができるLPガスの即応性が評価され『LPガスは災害に強いエネルギー』と証明された。万一の災害発生時には、その優位性を十分に発揮できるように、加盟業者で団結して協力したい」と力強く語ってくれました。



▲協定調印後、握手を交わす浜上町長と三輪支部長

ご利用ください！



## 中小企業 振興資金融資制度

●問い合わせ先 役場観光商工課・各地域局  
香美町商工会本所 TEL 0796・36・0123

### ●融資の対象

町内に6ヵ月以上事業所があり、申請時に町の徴収金（税金など）の滞納がない中小企業事業者

### ●融資内容

下表のとおりですが、本年度中に「経営革新計画」が認定された企業および「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」活用企業は、長期（運転・設備）の利率が0.5%軽減されます。

### ●申込方法

金融機関、または香美町商工会本所、各支所に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、取扱金融機関へ提出してください。

### ●取扱金融機関

但馬銀行、但馬信用金庫、みなと銀行、兵庫県信漁連、たじま農協の町内各支店

### ●融資内容

| 資金名  | 資金用途 | 限度額     | 年利   | 融資期間  |
|------|------|---------|------|-------|
| 短期資金 | 運転   | 1,000万円 | 1.5% | 1年以内  |
| 長期資金 | 運転   | 500万円   | 1.8% | 5年以内  |
|      | 設備   | 1,000万円 | 2.0% | 10年以内 |

※短期資金と長期資金の併用はできません。

※長期資金のうち、運転と設備の併用はできますが、上限は合わせて1,000万円となります。

※異なる金融機関から融資を受ける場合は、限度額の超過にご注意ください。

※融資および返済方法は取扱金融機関の定める方法によります。

おめでとうございます

## 感謝状が贈呈されました

乗船客に水難救助活動の重要性と活動資金への募金（青い羽根募金）を呼び掛けている遊覧船かすみ丸有限公司（山口都子代表取締役）に、社団法人日本水難救済会から感謝状が贈呈されることになり、その伝達式が3月20日、役場本庁舎で行われました。

同社は10年以上前から乗船客に青い羽根募金を呼び掛けていて、昨年度の募金額は約44万円。これは県下の募金総額の3分の1以上を占めています。

この日、県水難救済会副会長を務める浜上町長から感謝状を伝達された山口代表取締役は「海に関わる仕事をしているので、水難救助活動に少しでも役に立てれば思い、長年続けています。私たちはお客様の善意を集めているので、感謝状を頂けたことはお客様のおかげです。これからも募金活動を続けていきたいです」と笑顔で語ってくれました。



▲感謝状を手にする山口代表取締役（右）





# こちら 夢但馬 情報局

●問い合わせ先 役場企画課

## ★夢但馬周遊バス「たじまわる」

皆さん、夢但馬周遊バス「たじまわる」をご存じですか？

これは、JR主要駅と観光地を結び周遊バスの名称で、「但馬をぐる」と回る「ことから「たじまわる」と名付けられました。

たじまわるは、JRの利用客や但馬各地を訪れる観光客の皆さんが、気軽に複数の観光地や観光施設を巡ることができるよう企画されたもので、試験運行は昨年度実施。利用者から聞き取った改善点や要望などを踏まえたうえで、夢但馬2014との相乗効果を見込み、今年7・11月の土・日曜日と祝日、但馬地域の計6コースをそれぞれ巡ります。



このうち町内を巡るコースは次の3コースです。

### 「たじまわる2号山コース」

JR城崎温泉駅（発着）▼JR豊岡駅▼神鍋高原▼村岡ファームカーテン▼猿尾滝▼木の殿堂▼但馬高原植物園▼全但バス福岡八千北口▼道の駅八千北（折り返し）

### 「たじまわる2号海コース」

JR城崎温泉駅（発着）▼城崎マリンワールド▼竹野浜海水浴場▼切浜海水浴場▼ジオパークと海の文化館▼大乗寺▼JR香住駅▼道の駅あまるべ（折り返し）

### 「たじまわる2号山」

全但バス湯村温泉（発着）▼但馬牧場公園▼全但バス湯村温泉▼JR浜坂駅▼山陰海岸ジオパーク館▼道の駅あまるべ▼JR香住駅（折り返し）

たじまわるは、利用区間によらず1日1人500円（子どもは250円）で、乗り降り自由。乗車時に車内で購入する乗車チケットは、提示することで特典が受けられる観光施設もあります。

皆さんも「たじまわる」を利用して、但馬の魅力に出会う旅に出てみませんか。詳しくは夢但馬2014ホームページをご覧ください。



## 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

### ～プロバイダー契約の落とし穴～

#### 【事例】

A社とプロバイダー（インターネット接続）契約を結んでいたが、ある日B社の代理店が自宅に来て「料金はそのまま、現在利用中のA社より通信速度が速くなる。手続きはネット上でするだけ」と勧誘され、B社と契約した。

最近になり、A・B両社から利用料が請求されていることに気付いた。通信速度は以前と変わらないので、B社に解約を申し入れたが「契約日から2年以内の解約には違約金が必要」と言われた。契約時に違約金が発生するとは聞いていない。

違約金なしで解約できないか。

#### 【ひとことアドバイス】

◇相談者は、B社と契約すればA社の手続きは自動的に解約できると思い込み、契約が重複していました。契約を変更する時は、自ら両社の手続きをする必要があります。

◇複雑な契約内容にもかかわらず、特典だけが強調されたり、後になって契約時に説明のなかった利用料や解約時に違約金が必要と分かったりすることがあり、注意が必要です。

業者間での激しい利用者獲得競争がトラブルの要因と考えられます。

◇プロバイダー契約などは、訪問販売や電話勧誘販売であってもクーリングオフが適用されないため、いったん契約してしまうと解約は困難です。トラブルを防ぐため、事前に内容をよく確認して契約するかどうかの判断をしましょう。

相談は  
こちらへ...

役場消費生活相談窓口（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守！！



●問い合わせ先  
 役場総務課防災安全室

## 交通事故を なくするために…

交通事故をなくするためには、皆さん一人ひとりが交通ルールやマナーを守ることが大切です。  
 交通事故の防止を自分の問題として考え、行動していただくために、今回は町内の交通事故状況や高齢者の事故防止方法などを紹介します。

36件、47人――

これは、町内で昨年1年間に発生した人身事故件数と交通事故による死者・負傷者の人数で、その詳細は図1、4のとおりです。  
 図1は交通事故の類型を示したもので、車両相互の事故が25件、人身事故全体の約7割を占めていることが分か

ります。また、時間別の発生状況を見ると(図2)、日中に人身事故のほとんどが発生していて、特に通勤、通学の時間帯を含む午前8時〜10時が最も多く(9件)なっています。  
 人身事故の要因でトップにある「安全運転義務違反」は道路交通法第70条を守らなかった場合の違反で、例を挙げれば、脇見運転や安全不確認、適切な運転操作を行わなかったなどを指します(図3)。また、交通事故による死者・負傷者数を年齢別に見ると(図4)、日常生活で車を使用する頻度が高いと思われる25〜64歳が半数以上を占めています。

図1) 交通事故類型

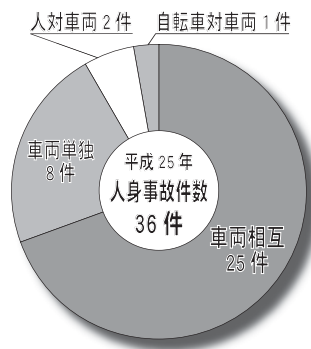


図2) 人身事故の時間別発生状況

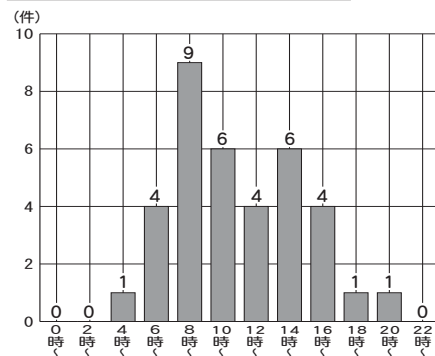


図3) 人身事故の主な原因

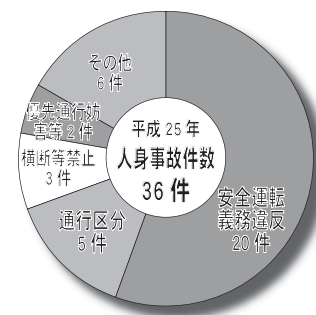
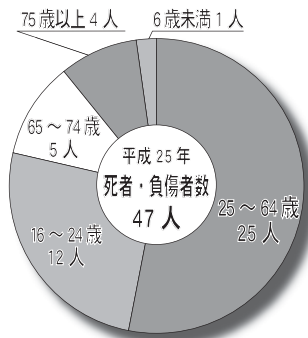


図4) 年齢別死者・負傷者数



## 高齢者の皆さんへ

自宅周辺のいつもの道、いつもの時間だからといって、決して油断するこ

52・7%――

これは、昨年1年間ににおける全国の交通死亡事故者数に占める65歳以上の高齢者の割合です。幸い、町内では高齢者の交通死亡事故は発生していませんが、全国的に見ると年々高くなっている、昨年は過去最悪となりました。死亡者数の内訳として最も多いのが歩行中の交通事故で、時間帯的には夜間、特に夕暮れ時から日没前後が多いとの統計があります。

となく、これまで以上に交通安全に配慮してください。  
 交通事故に遭わないためにも次のことに注意しましょう。

### 慣れた道こそ十分な安全確認！

高齢者の死亡事故は自宅周辺で起きることが少なくありません。「いつもの道、いつもの時間」と気を抜かず、十分な安全確認を行いましょう。

### ゆとりを持って横断歩道！

加齢による運動能力や身体機能の変化を自覚して、無理をして道路を横切らず、横断歩道を渡りましょう。

### 黄色や青色点滅は「止まれ」！

遠くに見える車や遠くに聞こえるエンジン音でも、思ったより早く迫ってきます。黄信号や青色点滅信号になったら、次の信号を待つ余裕を持ちましょう。

### 夜間は反射材を身に付けて！

周りが見えにくくなる夕暮れ時は、帰宅を急ぐ通勤者によって車の流れが活発になるうえ、高齢者も目の衰えから黒っぽい車に気付くのが遅れてしまいます。

高齢歩行者の存在をドライバーに知らせるためにも、白や黄色など「明るい色の服装」や、車のライトを反射する「反射材」を身に付けることを心掛けましょう。

## 文芸かみ

## 小代俳句教室

選者 尾崎 龍

半分はわたしの領土登ごたつ

吉田 まち子

啓蟄や話のいとぐちほぐしつ

井上 捷子

焼く餅の匂ひし教室戻らざる

井上 美千代

待つ畑を覆ひつくして春の露

中庭 正江

春ゆふぐれ砂丘の壁のむらさきに

田中 富美代

本流の大きく曲る雪解かな

選者

## 平成26年度の役場の業務体制など

## ■異動概要

4月1日付の異動者は67人、3月31日付の退職は16人（一般行政職など13人、公立香住病院3人）、4月1日付の採用は11人（一般行政職など7人、公立香住病院4人）で、公立香住病院の医療職などを除いた一般行政職などの関係職員は、昨年当初に比べて3人減り、295人となりました。

## ■組織など

・香美町病院事業管理者の退任に伴う後任は当面空席とし、公立香住病院事務局を職務代理者とする。  
・病院や診療所の医師招へいおよび地域医療対策を進めるため、総務課内に特命課長を配置する。  
・観光交流人の増加を図るため、神戸市内に営業所を開設し、主幹級職員2人を配置する。

・農林水産品の認定ブランド化を推進するため、農林水産課内に担当副課長を配置する。

## ■主な異動（課長級および退職、採用者）

※カッコ内は旧職で掲載は順不同

## ① 4月1日付異動（課長級以上）

総務課付課長（医師招へい・地域医療対策担当）（健康課長兼地域医療対策室長）尾崎桂子▽総務課付課長・美方郡広域事務組合派遣（事務局）（小代地域局次長兼健康福祉係主幹）藤村吉孝▽健康課長兼地域医療対策室長兼兎塚・川会歯科診療所主幹（税務課副課長兼収税係主幹）古家亮▽農林水産課長兼6次産業推進室長（村岡地域局副課長（農林建設担当））松岡克己▽会計管理者兼会計課長（教育総務課副課長兼村岡学校給食センター所長兼小



独身男女に出会いの場を

## 結婚サポーターを支援！

●問い合わせ先 役場企画課

町では、過疎化・少子化対策として、独身男女に出会いの場を提供していただける団体などに対して、その経費の一部を助成しています。

## ●対象者

町内に住所のある人や町内に勤務する人を対象に、結婚支援を目的に出会いの場などを提供する個人、団体、企業



## ●助成対象経費（主なもの）

独身男女が参加するイベント、自己啓発（魅力アップ）講座、講演会などのうち、次に掲げる経費

会場使用料、バス借上料、司会者謝礼、郵券通信料、材料費、消耗品など（イベント参加者の飲食代、宿泊代、お土産代は対象外）

## ●助成額

1事業（イベント）に対して上限10万円を助成



代学校給食センター所長）岡俊介▽小代地域局長（小代地域局参事）田輪実▽教育総務課長（生涯学習課長兼公民館係主幹）西村吉弘▽生涯学習課長（農林水産課長兼6次産業推進室長）岸本典明▽公立香住病院事務局局長（会計管理者兼会計課長）濱田光男

## ② 3月31日付退任

谷岡喜代司（香美町病院事業管理者）

## ③ 3月31日付退職

中村修（小代地域局長）▽田渕洋一（村岡地域局次長）▽伊井義行（美方郡広域事務組合事務局次長）▽黒田祐弘（教育総務課長）▽島田斉（上下水道課参事兼矢田川クリーンセンター所長）▽水間浩二（生涯学習課参事（小代地域局連携センター担当））▽前田博（村岡地域局連携員）▽中村緑（佐津小学校

用務員）▽青山政行（香住学校給食センター技能員）▽宇田憲市（公立香住病院外科部長）▽米田和弘（同医事主任）▽山本規予美（教育総務課副課長）▽井上直子（柴山保育所長）▽柳本奈美子（公立香住病院看護師）▽石川成範（小代診療所長）▽長岡弥生（町民課戸籍年金係主幹）

## ④ 4月1日付採用

小代診療所長 中川潤一▽総務課 今井和希▽企画課 藤澤大樹▽税務課 吉田徹▽町民課 原千紗▽健康課 林みる▽香住幼稚園 井上愛美▽公立香住病院 吉田真弥▽同 駒居みなみ▽公立香住病院・介護老人保健施設 柴田善弘▽同 畑中麻弥子





## こんにちは、赤ちゃん

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月（2/21～3/20）の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。（届出順・敬称略）

## お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月（2/21～3/20）の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。（届出順・敬称略）

（みうら）  
平成26年度がスタート。新社会人、新入生、新しい職場に新しい顔ぶれ。周りの空気が一気に入れ替わったように、何事も清々しく、ほどよい緊張感を持っているように見えます。▼皆さん、春はどのような色をイメージされますか。花びら舞う桜、命の芽吹きを感じる新緑、抜けるような青空、ポカポカと暖かい陽の光など、優しく柔らかな色調と自然の営みで思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。春は自然の力が満ちてくる季節。大きく深呼吸して、自然の息吹を体の中に取り込みたいものですね▼適度な緊張感を感じながらも心に余裕を持って。本誌の編集もそうした気持ちで向かいたいと思います。今年度もよろしくお願ひします。

## 編集後記

## 求人情報

詳細はハローワークにおたずねください

（平成 26 年 3 月 20 日現在、順不同）

●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137



| ＜フルタイム＞  |                         |         |      |    |
|----------|-------------------------|---------|------|----|
| 職種       | 事業所名                    | 勤務地など   | 年齢   | 人数 |
| 薬剤師      | 日本調剤株式会社                | 香住区若松   | 59以下 | 1  |
| 自動車整備    | 株式会社モータース               | 小代区     | 不問   | 3  |
| 支援員補助    | 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団ひまわりの森 | 村岡区村岡   | 不問   | 1  |
| 基盤検査ほか   | エイワ電器株式会社               | 村岡区村岡   | 40以下 | 5  |
| 管理業務     | 合資会社 中村組                | 香住区香住   | 不問   | 2  |
| 介護       | 社会福祉法人 香寿会              | 香住区森    | 不問   | 8  |
| 介護支援専門員  |                         |         | 不問   | 1  |
| 看護       |                         |         | 不問   | 1  |
| 自動車整備    | ハバタック株式会社               | 村岡区村岡   | 不問   | 1  |
| 塗装工見習    | 株式会社ヒタ塗装商会              | 村岡区市原   | 35以下 | 1  |
| 事務       | ㈲三七十                    | 香住区香住   | 不問   | 1  |
| 接客       | ㈲秀和工建                   | 香住区若松   | 不問   | 2  |
| 自動車整備    |                         |         | 不問   | 1  |
| 営業       | ㈲にしとも食品                 | 香住区境    | 不問   | 1  |
| 製造加工     |                         |         | 不問   | 3  |
| 介護       | 社会福祉法人 香美町社会福祉協議会       | 香住区・村岡区 | 不問   | 4  |
| 歯科衛生士    | やまだ歯科医院                 | 香住区七日市  | 不問   | 1  |
| 販売・工事    | ㈲サンカイ通信                 | 村岡区大糠   | 45以下 | 2  |
| 施工管理     | 株式会社西山工務店               | 香住区森    | 40以下 | 1  |
| 部品製造     | SHT兵庫株式会社               | 小代区野間谷  | 不問   | 3  |
| 事務       | ㈲カズ・但馬（小林商事株式会社）        | 村岡区村岡   | 不問   | 1  |
| 電気工事     | ㈲西本設備                   | 香住区森    | 35以下 | 1  |
|          |                         |         | 59以下 | 1  |
|          |                         |         | 35以下 | 2  |
| 配管工見習    | 社会福祉法人 香美町社会福祉協議会       | 香住区無南垣  | 35以下 | 2  |
| 介護       |                         |         | 不問   | 1  |
| 看護       |                         |         | 不問   | 1  |
| 介護       | 村瀬医院                    | 村岡区村岡   | 不問   | 1  |
| 看護       | 社会福祉法人 みかたこぶしの里         | 小代区神水   | 不問   | 3  |
| 機械加工がレター | ㈲入江産業                   | 村岡区村岡   | 不問   | 1  |
| 出荷事務     | 入江精密工業㈲                 | 村岡区高井   | 不問   | 1  |
| 機械加工がレター |                         |         | 不問   | 1  |
| 農作業・草刈   | 西日本リゾート観光株式会社           | 小代区新屋   | 60以上 | 3  |

| ＜パートタイム＞  |                      |        |      |    |
|-----------|----------------------|--------|------|----|
| 職種        | 事業所名                 | 勤務地など  | 年齢   | 人数 |
| 薬剤師       | 日本調剤株式会社             | 香住区若松  | 不問   | 1  |
| 歯科衛生士     | やまだ歯科医院              | 香住区七日市 | 不問   | 1  |
| 受付・歯科助手   |                      |        | 不問   | 1  |
| 食品製造      | 香住食研株式会社             | 香住区下岡  | 不問   | 6  |
| クリーニング仕上げ | ㈲伸和ビルディング 守柄工場       | 香住区守柄  | 不問   | 3  |
| 接客        | キコーナ                 | 香住区七日市 | 18以上 | 1  |
| レジ・品出し    | ㈲トヨタ（フルタイム・パート併用）香住店 | 香住区香住  | 18以上 | 2  |
| 窓口        | ㈲但馬銀行                | 町内     | 不問   | 5  |
| 旅館業務      | 香住観光旅館 丸世井           | 香住区香住  | 不問   | 3  |
| 接客        | ㈲三七十                 | 香住区香住  | 不問   | 1  |
| 水産加工      | マルカツ水産株式会社           | 香住区    | 不問   | 2  |
| 販売        | ㈲宿院商店                | 村岡区入江  | 不問   | 1  |
| 販売        | ㈲コメリ中四国地区本部          | 香住区香住  | 不問   | 3  |
|           |                      | 村岡区大糠  | 不問   | 4  |
| 販売        | ㈲ヤマニ水産               | 香住区境   | 不問   | 1  |

写真でつづる  
まちのできごと

# Photo News



**本当の「障害」とは、そして「共生」とは…**  
香美町障害者地域自立支援協議会 第2回報告・研修会（3月3日、香住文化会館）



▲玉木氏の講演に真剣に聞き入る来場者

障害のある人が暮らしやすいまちづくりを目指している香美町障害者地域自立支援協議会（会長・藤澤昌彦町連合自治会長）の報告・研修会が3月3日、香住文化会館で行われ、障害者福祉に携わる関係者や一般参加者など約90人が障害者を取り巻く問題などを考えました。

同協議会は平成22年度に設立され、委員の任期は2年。報告会では平成24、25年度のため同協議会の取り組みのうち、障害者のための防災・支援マニュアルの作成や普及、障害者の相談・サポート体制の整備などを報告しながら「支援者が学び、横のつながりを築くことが大切」とまとめました。

研修会では「障害者総合相談支援センターにしのみや」の玉木幸則センター長が「誰もが元気になるような町づくり」と題して講演。仮死状態で生まれ、脳性まひがある玉木氏ですが、これまでに障害者の権利確保や生活環境の改善を図ろうと、国の社会保障審議会障害者部会委員をはじめとしてさまざまな役職を歴任。また、NHK教育テレビの障害者情報バラエティー「バリバラ」にも出演するなど、精力的に活動しています。



▲講演を行った玉木氏

番組出演中のエピソードとして「こんな番組はなくないいいのに」と発言したことを明かした玉木氏。「出演者が否定的な発言をするのは前代未聞だったのでは」と苦笑しながらも「障害者と健常者がともに分け隔てなく暮らす社会なら、障害者を特別に取り上げる必要もないと感じたので発言した。障害者という修飾語を付けないといけない、また、そうした先入観を生み出しているのは何なのか」と会場に投げかけました。

「障害者も健常者もなく、どうすればみんなが共生していけるのかを考え、そうした社会を作り上げていくことは時間が掛かること」としながらも「決して諦めてはいけない」と語る玉木氏。「障害者を疎外する気持ちは誰にでもある。そうした心こそ、本当の障害なのでは」として「役割を持たない人間はいない」と訴えました。



**雪玉積みに一喜一憂！**  
第8回雪玉積み選手権  
（3月2日、ハチ北高原スキー場）



▲崩れないように慎重に雪玉を積み上げる参加者

スキーシーズンの後半も大いにハチ北エリアを楽しんでもらおうと、ハチ北スキーフェスティバル（同実行委員会主催）が3月1、2日の両日に開催され、3月2日には「第8回雪玉積み選手権」が行われました。

前日の花火大会はあいにくの霧にはばまれ、満足できなかった宿泊客の皆さんも、この日はやる気満々。総勢33組が参加しました。

「本日の最高記録が今年度の世界記録となります。なぜならば、世界中でどこもやってないからです」のアナウンスには参加者から笑い声も。ルールはいったって簡単で、5分間の制限時間内にソフトボール大の雪玉を積み上げて、その高さを競うもの。しかし、高さを求めるあまり残り時間わずかまで崩れてしまい「ああ」と悲鳴を上げるチームが続出。優勝チームには、松葉ガニ、但馬牛、村岡米の豪華賞品が贈呈されました。

最後に、各チームの雪玉を積み上げて、3mを超える「ハチ北の白い巨塔」が出来上がりしました。





## 小規模集落の持つ「可能性」を模索！

小規模集落活性化事業報告会（3月2日、村岡老人福祉センター）

高齢化や人口減少が進む集落の活性化について考えようと3月2日、村岡老人福祉センターで「小規模集落活性化事業報告会」が行われ、参加者は講演や町内2集落の事例報告に熱心に耳を傾けました。

町は小規模集落の定義を「住民の40%以上を65歳以上の高齢者が占め、かつ世帯数が50戸未満の集落」としています。町内には34地区（平成25年4月現在）あり、町内にある区・自治区（会）の約28%に上ります。どの集落でも過疎化や高齢化が進み、地域コミュニティの維持や活性化が問題となっている中、本町でも町独自の施策や県の「地域再生大作戦」などを利用し、活力づくりを支援しています。

今回の報告会は、県の小規模集落元気アドバイザーで「人・まち・住まい研究所」の浅見雅之代表による講演のほか、村岡区長須が営農組合や紙すきなどの取り組みを、同区丸味がミヨウガやタケノコを使った特産品開発をそれぞれ報告し、町内の小規模集落の代表者や関係者など約40人が集落の活性化方法などについて模索しました。

模集落の現状を、独自の分析を交えて紹介。

「農村部が元気になるには、効率性を追い求めるのではなく、地域の価値を見出し、それを生かすモデルを考え、という発想の転換が必要であり、人口減少によるさまざまな問題に直面している小規模集落こそが『日本の最先端』になれる可能性を秘めている」と説明しました。

「そのためにも、発想の柔軟な若者などを集落に巻き込み、活躍の場を与えることが重要」とし「大事なことは、そこに住むすべての人たちが、集落の問題を自分の問題と捉えることでは」と出席者に訴えました。



▲小規模集落の可能性を語る浅見氏



## 元気いっぱい1年間の成果を披露！

B & G元気体操教室発表会（3月8日、香住B & G海洋センター）



▲音楽に合わせて準備体操

B & G元気体操教室の1年間を締めくくる発表会が3月8日、香住B & G海洋センターの体育館で行われ、子どもたちはその成果を披露。保護者の皆さんは子どもの姿をビデオや写真に収めながら、成長ぶりに目を細めていました。

平成19年度に始まったこの教室は、体を動かすことの楽しさを知ってもらうと同時に、仲間づくりの場を提供することが目的。小学校就学前の5歳児を対象として、毎年5月ごろにスタート。平成25年度は39人の子どもの子どもたちが参加し、計36回にわたって活動しました。

この日は寒気の影響で雪模様でしたが、足元からの底冷えをもとせずに、子どもたちは元気いっぱい。緑、青、赤の3グループに分かれた子どもたちは、音楽に合わせて体をほぐした後、平均台の下をくぐったりマットの上を四つんばいで進んだりする移動遊びや跳び箱や鉄棒を使った運動などを行い、最後はグループ対抗のリレーで1年間を締めくくりました。

閉会式で1回も休まずに出席した子どもには皆勤賞、1回だけ欠席した子どもには精勤賞が贈られ、最後には記念撮影。精勤賞のメダルを誇らしげに首からかけていた平井拓磨くん（香住幼稚園、香住区下浜）は「1年間はあっという間。とっても楽しかったし、友だちもたくさんできた」と笑顔で語ってくれました。



▲勢いよく跳び箱を跳ぶ子どもたち



## 役場各課など 主な施設の連絡先

|        |             |
|--------|-------------|
| 役場本庁舎  | 36・1111(代表) |
| 総務課    | 36・1111     |
| 財政課    | 36・1942     |
| 企画課    | 36・1962     |
| 税務課    | 36・1113     |
| 会計課    | 36・4321     |
| 町民課    | 36・1110     |
| 消費生活相談 | 36・1941     |
| 健康課    | 36・1114     |
| 福祉課    | 36・1964     |
| 農林水産課  | 36・0846     |
| 観光商工課  | 36・3355     |
| 建設課    | 36・1961     |
| 上下水道課  | 36・0420     |
| 議会事務局  | 36・1963     |

|       |             |
|-------|-------------|
| 村岡地域局 | 94・0321(代表) |
| 小代地域局 | 97・3111(代表) |

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 町教育委員会                    | 94・0101 |
| 香住区中央公民館<br>(香住区生涯学習センター) | 36・3764 |
| 村岡区中央公民館                  | 98・1366 |
| 小代地区公民館<br>(小代区地域連携センター)  | 97・3966 |

|        |         |
|--------|---------|
| 公立香住病院 | 36・1166 |
| 公立村岡病院 | 94・0111 |

|               |         |
|---------------|---------|
| 香住文化会館        | 36・1026 |
| 香住老人福祉センター    | 36・5008 |
| 村岡老人福祉センター    | 98・1000 |
| 小代高齢者生活支援センター | 97・2202 |

(すべての施設の市外局番：0796)

## まちのうごき (平成 26 年 3 月 1 日現在)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 合計       | 19,811 人 (－ 25) |
| 男        | 9,482 人 (－ 12)  |
| 女        | 10,329 人 (－ 13) |
| 世帯数      | 6,771 世帯 (－ 8)  |
| カッコ内は前月比 |                 |



◇問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

町指定文化財

## 香住区小原の萬寺廃寺跡

香住区小原の奥には、新温泉町藤尾に通じる林道池ヶ平線があります。その道中、左手に牛を放牧している場所があり、そこに車を止めてしばらく歩くと、山の北東側の斜面に少し平らになった場所があります。この周辺一帯は「萬寺」と呼ばれる土地で、その昔、寺があったと伝えられています。

「寺の名称が土地の名前として残ったのでは」と考えられますが、その存在について詳しい事は何も伝わっておらず、確認できる資料も残っていません。「お寺があったらしい」と、辛うじて地域に言い伝えられているだけでした。

初めて調査の光が当たったのは昭和47(1972)年頃です。当時の広報かすみ(昭和47年6月1日発行第167号)には、1段目が縦15m×横20m、2段目が縦10m×横15mの2段積み石垣が、その西側には参道を思わせる幅約2mの遺構が見つかったとあります。しかし、当時の調査で判明したのはこれだけで、同誌は「寺というよりは、草庵(草ぶぎの小さな家)」程度のもではなかったかと予想される」と結んでいます。

再調査の機会が訪れたのは昭和60(1985)年。この付近に畜産基地を整備する計画が持ち上がったことによります。この調査によって、礎石と呼ばれる柱を支えるための土台となる石が、縦7m×横7mの範囲に8個置かれていることが確認できました。しかし、瓦や器などの生活の痕跡は発見されず、寺の存在について確証は得られませんでした。

後日、昭和47年の調査で見つけた石垣は、昭和60年発見の礎石とは関係がないことが確認されたものの、やはり草庵程度の大きさのものがあったのではないかと結論づけられました。

山深い但馬では、昔から修験道(山にこもり厳しい修行を行うことで悟りを開こうとするもの)が盛んだことから、萬寺も、そうしたことに関係する施設だったのではないかと推測されています。



▲萬寺廃寺跡の場所

▼平成 23 年開催の説明会の様子

